

「096 治療薬補助」の患者登録について（2023年10月1日以降）

1. 2023年10月1日からの変更点

「自己負担なし」から公費による支援は継続するが「自己負担あり」となる。（2024年3月末まで）

- ・治療薬に係る自己負担が発生します。
- ・治療薬に係る自己負担上限額は、医療費の次補負担割合により異なります。

※自己負担が発生するのは院内処方の場合のみ。

2. 算定要件

新型コロナウイルス感染症の治療薬（薬剤費）のみ、公費負担（一部補助）となります。

当該薬剤を処方する際の手技料等は、公費負担対象外です。

※2024年3月末までの措置となります。

<公費の対象となる治療薬>

- ・経口薬：ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ
- ・点滴薬：ベクルリー
- ・中和抗体薬：ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルド

3. 医療費の自己負担割合毎の自己負担限度額一覧>

高齢者・70歳未満共通

| 割合 | 自己負担限度額 | |
|----|------------|--------------|
| | 2023年9月末まで | 2023年10月1日から |
| 3割 | 0円 | 9,000円 |
| 2割 | 0円 | 6,000円 |
| 1割 | 0円 | 3,000円 |

75歳到達月の特例

| 割合 | 自己負担限度額 | |
|----|------------|--------------|
| | 2023年9月末まで | 2023年10月1日から |
| 3割 | 0円 | 4,500円 |
| 2割 | 0円 | 3,000円 |
| 1割 | 0円 | 1,500円 |

※75歳到達月は、保険者変更前後で自己負担限度額が1/2ずつとなります。

4. 参考資料

2023年9月15日付の厚生労働省からの資料「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の29ページ以降に「患者等に対する公費負担の取扱い」が記載されております。

○新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001147051.pdf>

5. 新型コロナウイルス感染症に係る入院診療及び治療薬における公費負担医療

| 保険医療機関所在地 | | 公費負担者番号 | | | | 集計コード |
|-----------|----------|---------|--------|--------|------|----------|
| | | 法別番号 | 都道府県番号 | 実施機関番号 | 検証番号 | |
| 岡山 | 治療薬：全額補助 | 28 | 33 | 080 | 1 | 28330801 |
| 広島 | 治療薬：全額補助 | 28 | 34 | 080 | 0 | 28340800 |
| 山口 | 治療薬：全額補助 | 28 | 35 | 080 | 9 | 28350809 |

※2023年9月28日付の厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」より抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/001151423.pdf>

6. 「12 登録」画面の登録方法 ※以前と同じ（変更なし）

①主保険（社保／国保／後期高齢）を登録します。

②負担者番号を入力します。

※医療機関所在地により異なるので、上記項番5をご参照ください。

③公費の種類：「096 治療薬補助」が自動で選択されます。

④受給者番号：「9999996」を入力します。

⑤適用期間 開始日：<Enter>キーを押下すると入力日が入ります。

終了日：開始日と同じ日を入力します。

※開始日を入力すると自動で終了日が「R6. 3. 31」と入力されるので変更します。

| 負担者番号 | 公費の種類 | 受給者番号 | 適用期間 |
|----------|-----------|---------|-----------------------|
| 28340800 | 096 治療薬補助 | 9999996 | R 5.10. 1 ~ R 5.10. 1 |
| ② | ③ | ④ | ⑤ |

7. 補足

- (1) 治療薬に係る自己負担限度額は、レセプト単位で適用します。
- (2) 入院・外来で治療薬の算定がある場合、月途中で保険者変更があり、変更前後で治療薬の算定がある場合は別レセプトとなるため、それぞれで限度額を適用することとなります。
- (3) 同一レセプトであれば、複数回治療薬の算定があっても、限度額までの自己負担となります。
- (4) 生活保護単独の場合は、入外共に「自己負担なし」(全額公費負担)となります。

以上